

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 大阪支部会則

2024.5

【第1章 総則】

第1条 名称

本支部は、一般社団法人 社会福祉経営全国会議 大阪支部と称する。

第2条 事務所

本支部は、事務所を大阪市天王寺区寺田町2-5-6-902におく。

第3条 目的

本支部は、日本国憲法25条に定められた権利としての社会福祉をまもり実現するために、社会福祉の市場化と自己責任・家族責任を前提とした互助の制度化をすすめる社会福祉制度「改革」を問い直し、誰でもいつでも、どこに住んでいても、国の責任において必要な支援が受けられる社会福祉と、社会福祉事業を安定的に発展させることをめざす。

第4条 活動

本支部は、目的達成のために、一般社団法人 社会福祉経営全国会議の活動に沿って、以下の活動を行う。

1. ブロック活動
2. 部会活動
3. 経営交流、法人間連携など
4. 大阪府、各市町村への要望活動
5. 社会保障や権利としての社会福祉を守るために他団体と共同
6. ニュース配信と情報発信
7. その他、支部の目的を達成するために必要な活動

【会員】

第5条 会員の構成

本支部の会員は、大阪府内に主たる事務所、又は居を置く、次の3種とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した社会福祉法人
- (2)準会員 当法人の目的に賛同する個人又は社会福祉法人以外の非営利団体
- (3)名誉会員 当法人に貢献した個人

第6条 会費

会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、支部総会において別に定める支部会費を納入しなければならない。

【支部総会】

第7条 構成

支部総会は、全ての会員をもって構成する。

第8条 権限

支部総会は、次の事項について決議する。

- (1)年間支部活動計画
- (2)年間支部活動報告
- (3)支部予算及び決算
- (4)支部役員の選出又は解任
- (5)支部会則の改廃
- (6)その他、重要事項

第9条 開催

支部総会は定時支部総会及び臨時支部総会とし、定時支部総会は、毎年度の終了後、3ヶ月以内に開催し、臨時支部総会は、必要に応じて開催する。

第10条 招集

支部総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、支部長が招集する。

2 また、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき役員が招集することが出来る。

3 会員の総議決権の10分の1以上の会員の合意により、役員会に対し、支部総会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部総会の招集を請求することができる。

第11条 議長

支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

2 前項の他、当該支部総会において出席会員の中から選出する事が出来る。

第12条 議決権

支部総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

第13条 決議

支部総会の成立要件は、委任状を含む正会員の過半数の出席を要する。但し、実出席正会員が総支部の4分の1を下回った場合は、不成立とする。

2 支部総会の委任状による委任先は、支部長とする。

3 支部総会の決議は、出席した正会員の過半数の議決を必要とする。

4 支部総会に電話会議及びテレビ会議またはインターネットを介した会議方式を利用して審理及び決議に参加することが出来る。但し、本方式を利用する場合は音声が即時に他の出席者に伝わり、且つ出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いに出来なければならない。本方式により参加した正会員及び役員は出席したものとみなす。

【第4章 役員】

第14条 役員

本支部に次の役員を置く。

- (1) 役員 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 役員のうち、1名を支部長とする。

3 役員のうち、若干名を副支部長とする。

4 役員のうち、1名を事務局長とする。

第15条 役員の職務及び権限

役員は、役員会を構成し、この会則の定めるところにより職務を執行する。

2 支部長は、この会則の定めるところにより、当会を代表し、その業務を執行する。

3 副支部長及び事務局長は支部長業務を補佐し、その業務を執行する。

第16条 監事の職務及び権限

監事は、役員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、役員及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第17条 役員の任期

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。但し、前任者の任期満了前に役員全員が改選した場合はこの限りで無い。
- 4 役員若しくは監事が欠けた場合、又は本支部会則で定める役員若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員又は監事としての権利義務を有する。

第18条 役員の解任

役員及び監事は、支部総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

【第5章 役員会】

第19条 構成

当法人に役員会を置く。

- 2 役員会は、すべての役員をもって構成する。

第20条 権限

役員会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)役員の職務の執行の監督
- (3)支部長の選定及び解職
- (4)事務局長および副支部長の選定及び解職

第21条 招集

役員会は、支部長が招集する。

- 2 前項は支部長以外の役員が招集することを妨げない。
- 3 役員及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで役員会を開催することができる。

第22条 議長

役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

- 2 前項の他、当該役員会において出席役員の中から選出する事が出来る。

第23条 決議

役員会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。
- 3 役員会に電話会議及びテレビ会議またはインターネットを介した会議方式を利用して審理及び決議に参加することが出来る。但し、本方式を利用する場合は音声が即時に他の出席者に伝わり、且つ出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いに出来なければならない。本方式により参加した役員及び監事は出席したものとみなす。

【第6章 計算】

第24条 事業年度

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第25条 事業計画及び収支予算

当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに支部長が作成し、役員会の決議を経て支部総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第26条 事業報告及び決算

当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、役員会の承認を経て、定時支部総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び支部名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【第7章 附則】

第27条 最初の事業年度

当会の最初の事業年度は、当会設立の日から2024年3月31日まで とする。

附則 1 2024年5月10日の第2回支部総会より、会則上の「会長」を「支部長」、「副会長」を「副支部長」と読み替える。